

第2回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和5年10月11日（水） 午後3時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

特定最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 岡山県鉄鋼業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

51円を提示する。

有期、短時間、契約社員等の労働者の加重平均、賃上げ率5.01%を踏まえ、現状の鉄鋼業の1,010円に5.01%を乗じた51円としたい。

【使用者側の意見要旨】

24円を提示する。

賃金改定状況調査結果の第4表、Bランクの産業計の賃金上昇率が2.4%となっている。2.4%を参考として、プラス24円を提示したい。

公益より再度金額提示の余地はないか尋ねたところ、労使双方が再検討し、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

先ほどの提示額より 3 円引き下げた 48 円を提示する。

鉄鋼業は県最賃に対して約 120%の優位性があった、県最賃の引き上げにより 113%程度になっている。今回の地賃の引上げ率 4.48%にプラスして優位性を確保したいという考えから、4.48%を乗じて 45 円、それに 3 円を加算して 48 円を提示したい。

【使用者側の意見要旨】

先ほどの提示額より 2 円引き上げた 26 円を提示する。

賃金改定状況調査結果第の 4 表における B ランク製造業だけの賃金上昇率の平均値が上昇率 2.6%であり、これを参考とした。

(2) 労使協議について

金額提示後、労使双方から労使協議の意向が示され、労使協議が行われた。協議の結果、労働者側から 3 円引き下げた 45 円、使用者側から 2 円引き上げた 28 円が提示された。

(3) 労使双方から、これ以上の金額提示が困難なことの意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料

- ・最低賃金についての意見要旨